

# よくある質問と回答

## 介護事業所の電子申請について

### よくある質問や問い合わせの傾向

- ・基本的な制度改正について
- ・ステップ1:GビズIDの取得
- ・ステップ2:登記簿データの取得
- ・ステップ3:事業所情報の入力

## 基本的な制度改正について

### Q:電子申請へ移行する主旨・経緯は？

A:介護事業所の電子申請は、介護サービスの介護職員や利用者の状況から、これまでの介護文書による事務負担を軽減して、今後の業務の効率化を図った制度としてスタートしました。

:厚生労働省のこれまでの調査研究や専門委員会においても、介護分野の文書の簡素化や使用する様式の標準化、ICT化による業務の効率化や情報の活用化など、電子申請へ移行する経緯が発表されています。

### Q:電子申請に関連する法令・通知は？

A:介護事業所の申請届出について、厚生労働省が示す「標準様式」と「電子申請届出システム」の使用を原則化するために、介護保険法の施行規則等の改正が行われました。

:これに続いて、「電子申請届出システム」の利用開始に向けた準備や周知、その後のシステム機能の追加や改善など、厚生労働省から全国の自治体へ通知も案内されています。

## 基本的な制度改正について

### Q:電子申請にかかる費用は？

A:自治体や事業所によって変動してきますが、電子申請の手続きにかかる費用は、約1,070円+切手代になります。(この約1,070円は「登記情報提供サービス」の法人登録と、登記簿データ1件分の利用料金になります)

:また自治体によっては、介護事業所の新規指定や既存更新などに対する審査について、手済料を徴収するケースがありますので、あらかじめ管轄する自治体に確認してください。(地方自治法第227条に基づき、自治体によって手数料が分かれます)

### Q:電子申請にかかるスケジュールは？

A:これも自治体や事業所によって変動してきますが、東京都で新規事業所を開設するには、事前の準備から指定を受けるまで約4カ月必要なので、あらかじめ余裕を準備をしましょう。

:また既存事業所の変更(更新)や休止(廃止)、加算などの届出については、行政への申請までに約2カ月必要となります。(いずれの場合も、管轄する自治体によって変動しますので、あらかじめ確認してください)

## 基本的な制度改正について

Q:自治体ごとの条例(ローカルルール)は？

A:自治体ごとに定める条例(ローカルルール)がある場合は、電子申請とは別にそれらの順守や準備が必要となります。

:東京都で新規事業所を開設するには、事前に必要な研修や留意点(ローカルルール等)があり、次のように参考例になります。

参考例)

- ・新規指定前研修の受付
- ・留意点:事業所名称の設定
- ・留意点:運営法人(法人格)の変更
- ・指定に関する区市町村協議等

:これらについても、管轄する自治体に確認してください。

出典・参考情報:東京都福祉局ホームページより引用・編集

## ステップ1:GビズIDの取得

**Q:なぜGビズIDが必要なのか？**

A:「GビズID」は個人や法人を管理する認証システムで、様々な行政サービスにログインできるサービスになり、各種の行政手続きの電子化に伴って、介護事業所を運営する法人は「GビズIDプライム」を取得する必要があります。

:電子申請や補助金でもよく利用するものなので、ID(メールアドレス)とパスワードを管理しておきましょう。

**Q:GビズIDの法人利用の申込方法は？**

A:デジタル庁「GビズID」サイトにアクセスして、「GビズIDを作成」のメニューから「GビズIDプライム」を選んで、法人利用の申請や認証をしていきましょう。

:申請方法は「郵送申請」と「オンライン申請」がありますが、介護事業所を運営する法人の多くのケースでは、法人利用の申請や代表者の個人情報の取り扱いから、「郵送申請」をおすすめします。

:2024年以降の改定で、一部法人格のケースで、GビズIDプライムの申請が「オンライン申請」できるようになりましたが、最新情報については、デジタル庁「GビズID」サイトをご覧ください。

## ステップ1:GビズIDの取得

**Q:GビズIDを取ったかどうか、忘れてしまったら？**

A:会社でGビズIDを取ったかどうかを忘れた場合は、デジタル庁「GビズID」サイトにアクセスして、確認できます。

:このサイトの「GビズIDを過去に登録済みか確認したい」から、ID(メールアドレス)もしくは、法人代表者の生年月日またはSMS受信用電話番号を入力して、「問合せボタン」を押せば、確認できます。

**Q:GビズIDを取った後に、登録情報などを変更したい場合は？**

A:デジタル庁「GビズID」サイトにログインして、「マイページ」より各種の登録情報の確認や変更ができます。

:「マイページ」のメニューより、プロフィール変更、パスワード変更、メールアドレス変更、SMS受信用電話番号変更など、必要な情報を選んで、変更してください。

## ステップ1:GビズIDの取得

Q:GビズIDのパスワードが分からない、ロックがかかった場合は？

A:デジタル庁「GビズID」サイトにアクセスして、「ログイン」のメニューから「パスワードを忘れた場合」をクリックし、メッセージに従って操作を行ってください。

Q:GビズIDのメンバー登録や設定は必要か？

A:原則的に「GビズIDプライム」は法人代表者向けで、主な法人情報/事業所情報を管理して申請(変更)することができます。

:複数の介護事業所を運営するグループ法人のように、代表者(本社)と事業所・従業員(支店)のそれぞれで申請(変更)する場合には、組織体に合わせたGビズIDの展開が必要になります。

参考例)

- ・代表者(本社)は「GビズIDプライム」
- ・事業所・従業員(支店)ごとに「GビズIDメンバー」

出典・参考情報:デジタル庁「GビズID」より引用・編集

## ステップ2: 登記簿データの取得

Q: 本店(本社)と支店(事業所)の登記簿はどうなるか?

A: 2022年の商業登記規則等の一部改正により、本店(本社)と支店(事業所)の登記簿は、本店のものへ集約されます。

: 本店の所在地での登記簿に集約されて、本店と支店の事務所の設置、移転又は廃止の登記申請は、引き続き必要となります。(支店の所在地での登記は廃止となります)

Q: 介護保険法に基づく、登記簿の事業内容への記載は?

A: 2018年の介護保険法施行規則等の一部改正により、介護保険法に基づく、各種サービスの事業内容の記載が必要になります。

: 具体的には、法人定款の事業名の欄に、次のようなサービス種別ごとの記載が必要になります。

参考例)

- ・介護保険法に基づく居宅サービス事業
- ・介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- ・介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ・介護保険法に基づく施設サービス事業など

## ステップ2:登記簿データの取得

**Q:登記簿を変更・更新した際の公告方法は？**

A:2005年の電子公告制度のための商法等の一部改正により、インターネットを利用する公告方法〔電子公告〕が可能になりました。

:それ以前は官報による公告が一般的でしたが、法人がホームページを持っていれば、電子公告にすることによって、そこで変更・更新した情報を公告することができます。

**Q:紙の登記簿を元に、登記簿データを提出するには？**

A:一部の自治体では「介護事業所の電子申請」の手続きにあたって、紙の登記簿を元に登記簿データを提出することも可能です。

:その場合には、登記簿を郵送する/窓口で提出する/スキャンしてメールするなどの方法がありますが、詳しくは管轄する自治体へお問い合わせください。

## ステップ2: 登記簿データの取得

**Q: インターネットで、登記簿データを変更・更新するには？**

A: インターネットで登記簿データを変更・更新するには、「登記・供託オンライン申請システム」を利用することになり、別途のシステムでの手続きが必要となります。

: ステップ2の「登記情報提供サービス」は、登記簿データをインターネットを通じてパソコン等で確認ができるサービスになり、これによって自治体への電子申請等の際に、登記簿データを照会できるようになります。

**Q: 「登記情報提供サービス」の法人利用を申し込むには？**

A: 法人利用を申し込むには、このサービスのホームページ上から必要書類を印刷して、書面(郵送)での手続きが必要になります。(約1か月程度かかります)

: このサービスのトップページ「ご利用者別登録メニュー」内の「法人利用」から、「利用申込」ボタンをクリックして、必要な手続きを進めてください。

: なお法人利用を申し込むには、次の書類も必要となります。

- ・登記情報提供サービス法人利用申込書
- ・預金口座振替依頼書
- ・会社の登記事項証明書
- ・会社の実印の印鑑証明書

: また法人利用の申し込みから登録が済んだ後には、このサービスにログインして、管理者IDと利用者IDの設定や、請求書WEB配信サービスの登録が必要となります。

## ステップ2: 登記簿データの取得

Q:「登記情報提供サービス」には、費用がかかる？

A:このサービスを利用するには登録費用と利用料金がかかり、法人の場合は登録費用:740円、法人登記の利用料金1件当たり:331円が必要になります。

:費用の支払は、法人利用を申し込む際の銀行口座からの引き落としとなりますが、一部取り扱いしていない金融機関がありますので、事前に確認が必要な場合は、一般財団法人民事法務協会「登記情報提供センター室」までお問い合わせください。

Q:「登記情報提供サービス」には、曜日や時間が限られる？

A:このサービスは、登記所が保有する登記情報を、インターネットを通じてパソコン等で確認(照会)するため、利用時間が指定されています。

:法人の登記簿データであれば、利用時間は「平日午前8時30分から午後11時」、「土日祝日午前8時30分から午後6時」になり、休業日やシステムメンテナンス等のために利用できない日については、このサービスのホームページをご覧ください。

## ステップ2: 登記簿データの取得

Q: 「登記情報提供サービス」の管理者IDや利用者ID、パスワードを忘れたら？

A: 管理者IDは、「請求書」又は「口座振替のお知らせ」の文言の下に表示されていますので、ご確認ください。なお請求書等がない場合は、郵送により管理者IDの再発行申請をする必要があります。

: 管理者のパスワードを忘れた場合、メールアドレスを登録済みの方は、このサービスのホームページで、パスワードの再発行の手続きができます。

: 利用者ID・パスワードを忘れた場合、管理者IDでログインして、利用者IDの再設定の手続きができます。

出典・参考情報: 民事法務協会「登記情報提供サービス」より引用・編集

## ステップ3:事業所情報の入力

**Q:電子申請する手続きの流れ\_フローは？**

A:東京都で新規事業所を開設する手続きを例にすると、事前確認から指定を受ける(開設)までの流れは、次のようになります。

:行政への事前確認(事前の連絡や研修、様式の入手や留意点の確認)→行政への申請(Gビズ IDの取得、登記簿データの取得、事業所情報の入力)→行政の審査(行政との連絡、実地調査)→指定を受ける(開設する)

:管轄する自治体やサービス種別によっても変動しますので、あらかじめ自治体へ確認してください。

**Q:電子申請する期間\_スケジュールは？**

A:東京都で新規事業所を開設する手続きを例にすると、事前確認から指定を受ける(開設)までの期間の目安は、次のようになります。

:行政への事前確認(事前連絡や研修予約が4カ月前、事前研修の受講が3カ月前)→行政への申請(電子申請が2カ月前)→行政の審査(行政との連絡や実地調査が1カ月前)→指定を受ける(開設する当月)

:これも管轄する自治体やサービス種別によっても変動しますので、あらかじめ自治体へ確認してください。

## ステップ3:事業所情報の入力

Q:電子申請する費用\_コストは？

A:自治体によって、申請時の手済料を徴収するかが分かれてきますが、首都圏の自治体を例にすると、次のようになります。

(地方自治法第227条に基づき、新規や更新の申請に対する審査について、応益負担の観点から分かれる)

- ・東京都、千葉県、埼玉県:徴収しない
- ・神奈川県:徴収する

:手済料を徴収する自治体では、およそ次のような費用水準が目安になります。

- ・居宅サービス:新規指定2~3万円ほど、更新申請1万円ほど
- ・地域密着型サービス:新規指定2~4.5万円ほど、更新申請1~2.5万円ほど
- ・施設サービス:新規指定4.5~6.3万円ほど、更新申請2.5万円ほど
- ・居宅介護支援:新規指定2万円ほど、更新申請1万円ほど
- ・介護予防や総合事業:新規指定1~1.5万円ほど、更新申請1万円ほど

:電子申請ではこの手数料に対応していないため、別途、支払の手続きが必要になります。

:その他にGビズIDや登記簿データにかかる郵便費や利用料は、実費が必要になります。

## ステップ3:事業所情報の入力

**Q:電子申請で提出する様式や各種資料は？**

A:介護事業所の申請に関わる様式は、厚生労働大臣が定める標準様式のフォーマットに統一されて、様式はサービス種別や申請内容によっても、分かれてきますので、自治体ホームページより入手してください。

:オンラインの電子申請と紙文書の窓口申請(郵送申請)のいずれでも、申請する様式は共通しますので、あらかじめ入手してください。

:またサービス種別や申請内容によっては、添付する各種資料も必要となるケースがありますので、管轄する自治体に確認してください。

**Q:「電子申請届出システム」の操作マニュアルや操作ガイドは？**

A:「電子申請届出システム」の右上メニュー「ヘルプ」より、介護事業所向けの操作マニュアルや操作ガイドが掲載されています。

:その他にも、このシステムを利用するGビズIDの運用、説明動画や注意事項も掲載されていますので、事前に確認しておきましょう。

:詳しくは【電子申請届出システム】のヘルプを確認してください。

## ステップ3: 事業所情報の入力

Q:「電子申請届出システム」を利用する際の留意事項は？

A:「電子申請届出システム」の介護事業所向けの操作マニュアルには、利用にあたっての留意事項が掲載されています。

:このマニュアルの「ご利用にあたっての留意事項」には、次のように説明されていますので、事前に確認しておきましょう。

- ・用語説明
- ・使用禁止文字について
- ・推奨環境
- ・仕様環境
- ・添付ファイルの無害化処理について
- ・特定のブラウザを利用した場合でのファイル名の文字化けについて

:詳しくは【電子申請届出システム】のヘルプを確認してください。

出典・参考情報:厚生労働省「電子申請届出システム」より引用・編集

## 参考情報、留意点など

### ◆事業所サポートプラン

「GビズID」の取得方法について、より詳しい説明

[https://www.kaigokensaku.net/support-plan/servicer\\_member/](https://www.kaigokensaku.net/support-plan/servicer_member/)

### ◆具体的な操作手順の動画

ステップ1『ほぼ3分でわかるGビズIDの取り方』

<https://www.kaigokensaku.net/movie/step-1-movie/>

ステップ2『ほぼ3分でわかる登記簿データの取り方』

<https://www.kaigokensaku.net/movie/step-2-movie/>

ステップ3『ほぼ3分でわかる事業所情報の入力』

<https://www.kaigokensaku.net/movie/step-3-movie/>

### ■留意点:

・「介護事業所の電子申請」にあたっては、介護事業所を運営する法人(代表者)が、責任を持って、手続きをしてください。

・当社では介護事業所が行う申請・届出の方法をサポートしますが、その申請・届出の内容、および受理や審査・結果、その他にシステム上の不具合などについては、責任を負いません。(当サイト上にも、利用規約として免責事項や禁止事項等を定めています)